

# 労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
労働衛生課

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 改正の全体像

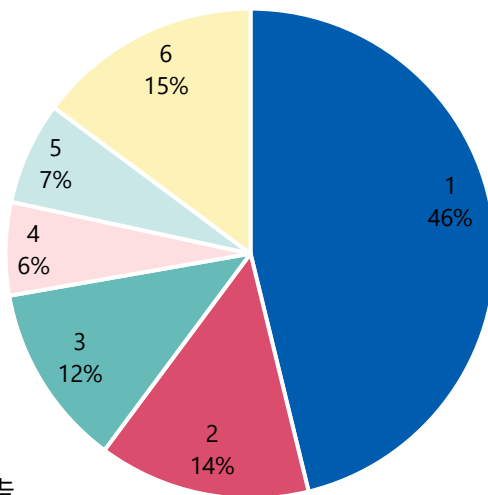
# 1 職場における化学物質管理の課題

**個別規制の対象外となっている化学物質**による労働災害が全体の**約8割**

<化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
<b>合計</b>	<b>472</b>

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

**化学物質の性状に関連の強い労働災害**（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

○ 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分**と評価された事業場の割合が増加傾向。

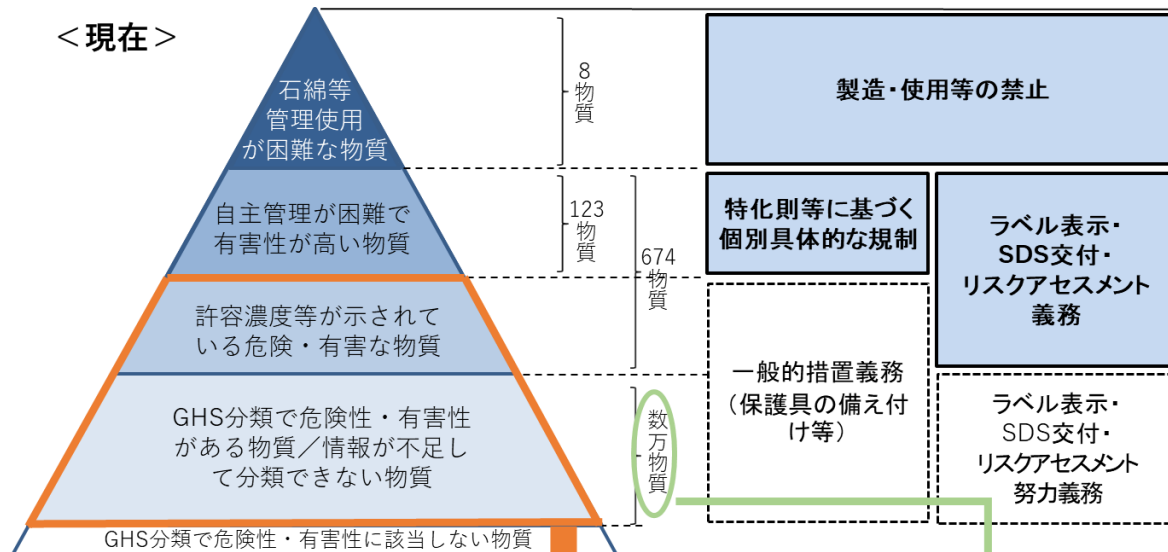
有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

# 労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

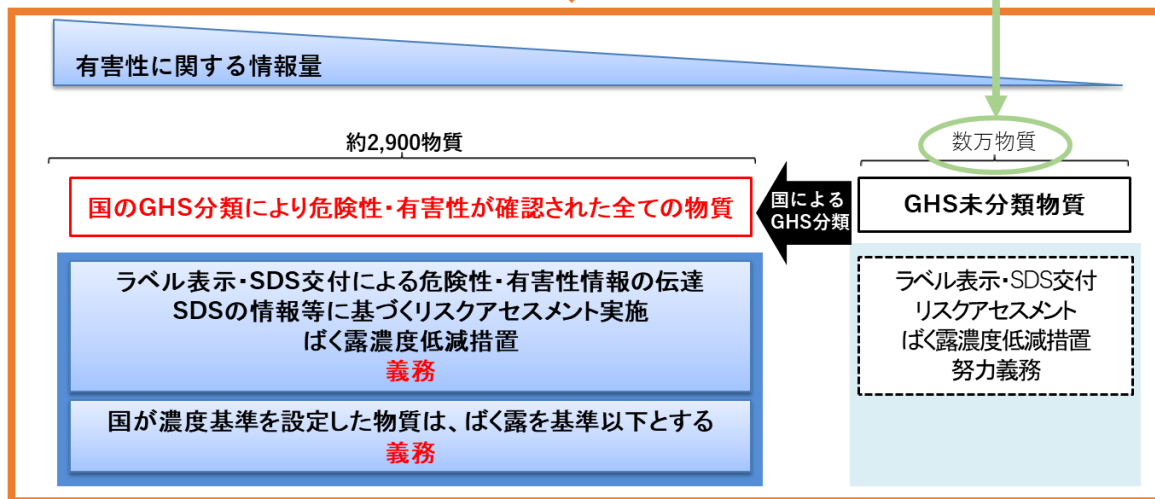
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して  
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別則で**未規制の物質**  
を主眼として

<現在>



<見直し後>



危険性・有害性が確認された**全ての物質を対象**として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**
- これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果等に基づき、**事業者が適切に選択**する

## 改正の概要

- 1 化学物質管理体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

# 1 化学物質管理体制の見直し①

安衛令

安衛則

## 1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1施行

2025(R7).4.1施行

2026(R8).4.1施行

### 1. 改正の趣旨

- 新たな化学物質規制として、**国が行う化学品の分類（JIS Z 7252（GHS※<sup>1</sup>に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質**を、労働安全衛生法第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等の**ラベル表示及びSDS※<sup>2</sup>交付等の義務対象物質**（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）**とする考え方に転換**する。
- これに伴い、これまでの**労働安全衛生法施行令**（以下「令」という。）**別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正**するとともに、**ラベル・SDS対象物質の追加等**を行う。

※1 GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）  
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）  
化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。

	現行	R4.2.24改正 (R6.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1施行)
ラベル・SDS対象物質	約670物質	+234物質	+約640物質(法令名称) (CASベースで約700物質)	+約780物質(法令名称) (CASベースで約850物質)

急性毒性、生殖細胞変異原性、  
発がん性、生殖毒性のいずれか  
が区分1のもの

左記以外のいずれ  
かの有害性区分で  
区分1のもの

区分1となる  
有害性区分が  
ないもの

# 1 化学物質管理体制の見直し②

安衛令

安衛則

## 2. 改正の概要

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更

ラベル・SDS対象物質の範囲を、アからエまでに該当する物とする。

ア 元素及び当該元素から構成される化合物を包括的にラベル・SDS対象物質とする物

イ 国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

(ア) 製造許可物質 ※1：別規定によりラベル・SDS対象物質となっているため、本条の対象から除外。

(イ) アに掲げる物

(ウ) 危険性があるものと区分されていない物であって、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの ※2：じん肺法等により別途必要な規制を行っているため、本条の対象から除外。

ウ ア及びイに掲げる物を含有する製剤その他の物（含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く）

エ 製造許可物質を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの

(2) ラベル・SDS対象物質の削除

(1)の改正により現在のラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、(1)の改正に先立ってラベル・SDS対象物質から削除する。

(3) その他所要の改正を行う。

## 3. 公布日等

公布日：令和5年8月30日（改正政令の公布日） 施行日：令和7年4月1日（2（2）及び（3）の規定は公布日）

(1) 2(1)の改正によりラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、有害性区分の低いものについては、令和8年4月1日からラベル・SDS対象物質に追加する。

(2) 新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質について、施行日において現に存するものについては、追加後1年間はラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しない。



# 1 化学物質管理体制の見直し③

## 1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1 施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

### (2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1 施行  
((1)①に係る部分)

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2024(R6).4.1 施行  
((1)②に係る部分)

### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1 施行

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。



# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準①

## 告示の制定の趣旨

厚生労働大臣が定める物及び当該物質に係る濃度の基準を定める。

## 告示の概要

### ● 厚生労働大臣が定める物

安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定める。

### ● 厚生労働大臣が定める濃度の基準

- ◆ 安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める。
- ◆ この場合、八時間時間加重平均値<sup>※1</sup>は、八時間濃度基準値を超えてはならず、十五分間時間加重平均値<sup>※2</sup>は、短時間濃度基準値を超えてはならない。

※1 1日の労働時間のうち8時間のばく露における物の濃度を各測定の見定時間により加重平均して得られる値

※2 1日の労働時間のうち物の濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物の濃度を各測定の見定時間により加重平均して得られる値

## ○時間加重平均値とは

複数の測定値がある場合に、それぞれの測定を実施した時間（測定時間）に応じた重み付けを行って算出される平均値

$$C_{TWA} = \frac{(C_1 \cdot T_1 + C_2 \cdot T_2 + \dots + C_n \cdot T_n)}{(T_1 + T_2 + \dots + T_n)}$$

$C_{TWA}$  : 時間加重平均値

$T_1$ 、 $T_2$ 、 $\dots$ 、 $T_n$  : 濃度測定における測定時間

$C_1$ 、 $C_2$ 、 $\dots$ 、 $C_n$  : それぞれの測定時間に対する測定値

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 8$ 時間 → 八時間時間加重平均値

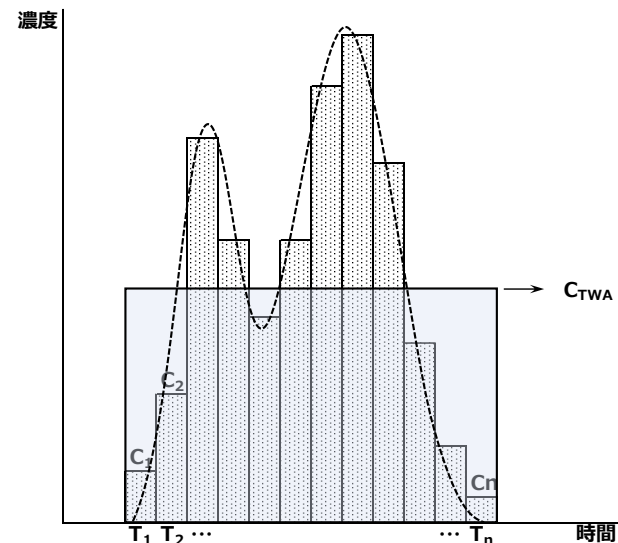
$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 15$ 分間 → 十五分間時間加重平均値

## ○計算例

1日8時間の労働時間のうち、化学物質にばく露する作業を行う時間（ばく露作業時間）が4時間、ばく露作業時間以外の時間が4時間の場合で、濃度測定の結果、2時間の濃度が $0.1 \text{ mg/m}^3$ 、残り2時間の濃度が $0.21 \text{ mg/m}^3$ 、4時間の濃度が $0 \text{ mg/m}^3$ であった場合

$$C_{TWA} = \frac{0.1 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0.21 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0 \text{ mg/m}^3 \times 4 \text{ 時間}}{2 \text{ 時間} + 2 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間}}$$

$$= 0.078 \text{ mg/m}^3$$

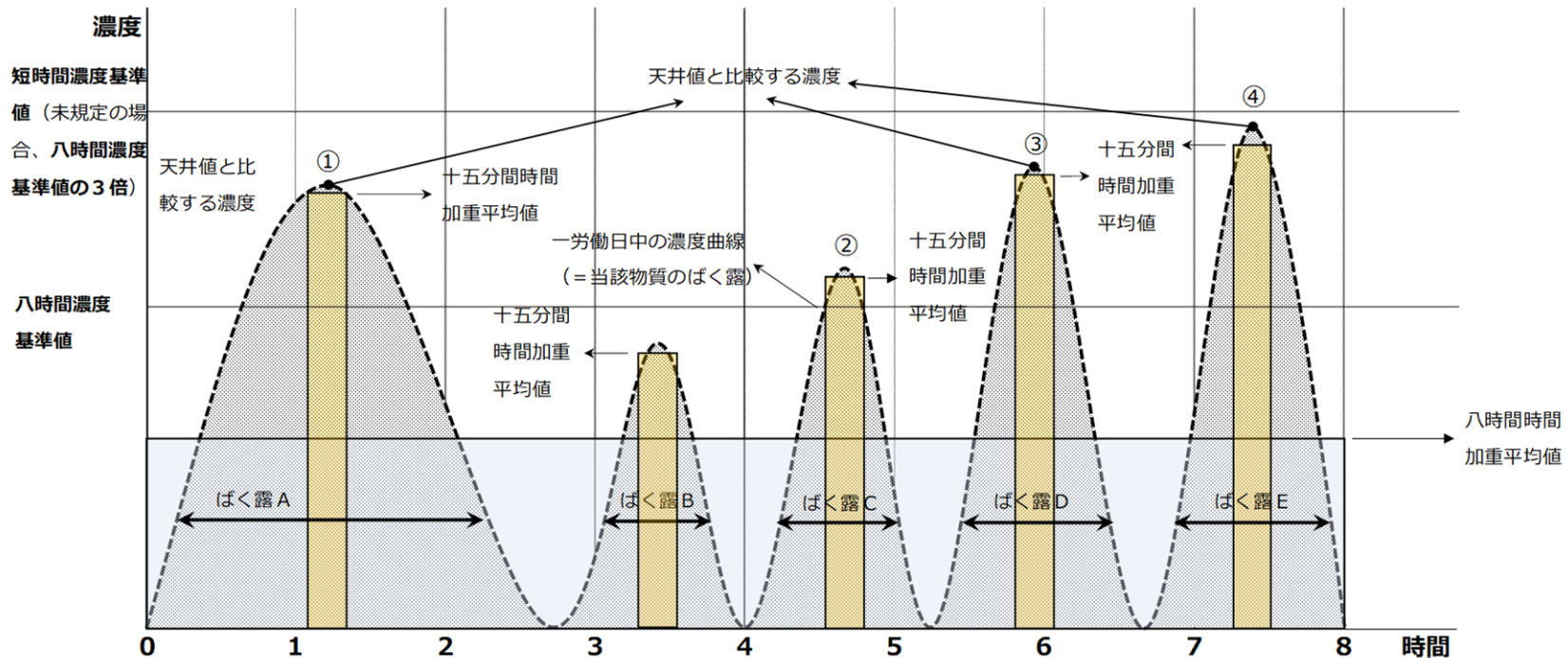


# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 ②

## ● 努力義務（1）

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- ① 八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値が定められているものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超え、かつ、短時間濃度基準値以下の場合にあっては、
  - 当該ばく露の回数が1日の労働時間中に4回を超えず、かつ、当該ばく露の間隔を1時間以上とすること。
- ② 八時間濃度基準値が定められており、かつ、短時間濃度基準値が定められていないものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超える場合にあっては、
  - 当該ばく露の十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値の3倍を超えないようにすること。

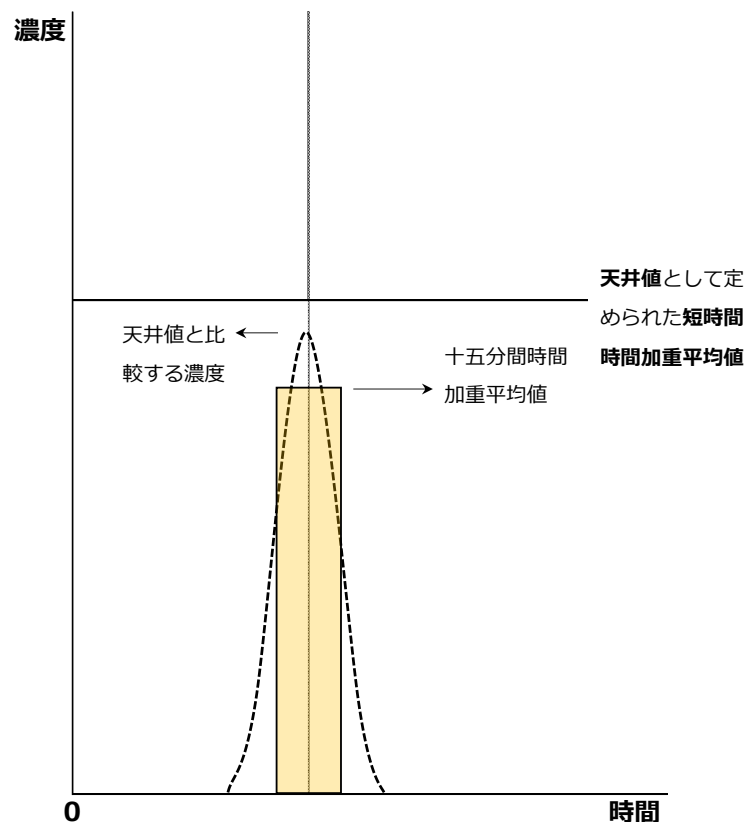


## ● 努力義務（２）

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

③ 短時間濃度基準値が天井値として定められているものについて、

- 当該物のばく露における濃度が、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、短時間濃度基準値を超えないようにすること。



## ● 努力義務（3）

- ④ 有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物の八時間濃度基準値については、次の式により計算して得た換算値が1を超えないようにすること。

$$C = C_1 / L_1 + C_2 / L_2 + \dots$$

（この式において、C、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>……及びL<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>……は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>…… 物の種類ごとの八時間時間加重平均値

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>…… 物の種類ごとの八時間濃度基準値

- ⑤ ④の規定は、短時間濃度基準値について準用する。

## ○ 施行期日等

告示日：令和5年4月27日

適用日：令和6年4月1日

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 抜粋

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—	イソプレン	3 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—	イソホロン	—	5 ppm
アクロレイン	—	0.1 ppm※	一酸化二窒素	100 ppm	—
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	5 mg/m <sup>3</sup>	—	イプシロン-カプロラクタム	5 mg/m <sup>3</sup>	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm	エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—	2-エチルヘキサン酸	5 mg/m <sup>3</sup>	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm	エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
アニリン	2 ppm	—	エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	1 ppm	—	エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	—	塩化アリル	1 ppm	—

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、十五分間時間加重平均値を超えてはならないものであることに加え、努力義務の③の規定の適用の対象となる天井値。



# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針①（概要）

本技術上の指針は、法第28条第1項の規定に基づき、**化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）と**相まって**、リスクアセスメント対象物を製造し、又は、取り扱う事業者に対し、安衛則等に規定された事項が円滑かつ適切に実施されるよう、**法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定**したもの。本指針の制定に伴い、**化学物質リスクアセスメント指針の改正**も行う。

## ▶ 技術上の指針が定める事業者が実施すべき事項

- ① 事業場で使用する**全てのリスクアセスメント対象物**について、**危険性又は有害性を特定**し、労働者が当該物に**ばく露される程度を把握**した上で、**リスクを見積もる**。
- ② 濃度基準値が設定されている物質について、**リスクの見積りの過程**において、労働者が当該物質に**ばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業**を把握した場合は、**ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定**（以下「**確認測定**」という。）を実施する。
- ③ ①及び②の結果に基づき、危険性若しくは有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策又は有効な保護具の使用という**優先順位に従い**、労働者がリスクアセスメント対象物に**ばく露される程度を最小限度とすること**を含め、必要な**リスク低減措置を実施**する。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質に**ばく露される程度を濃度基準値以下**としなければならない。

● **公示日**：令和5年4月27日、**適用日** 令和6年4月1日

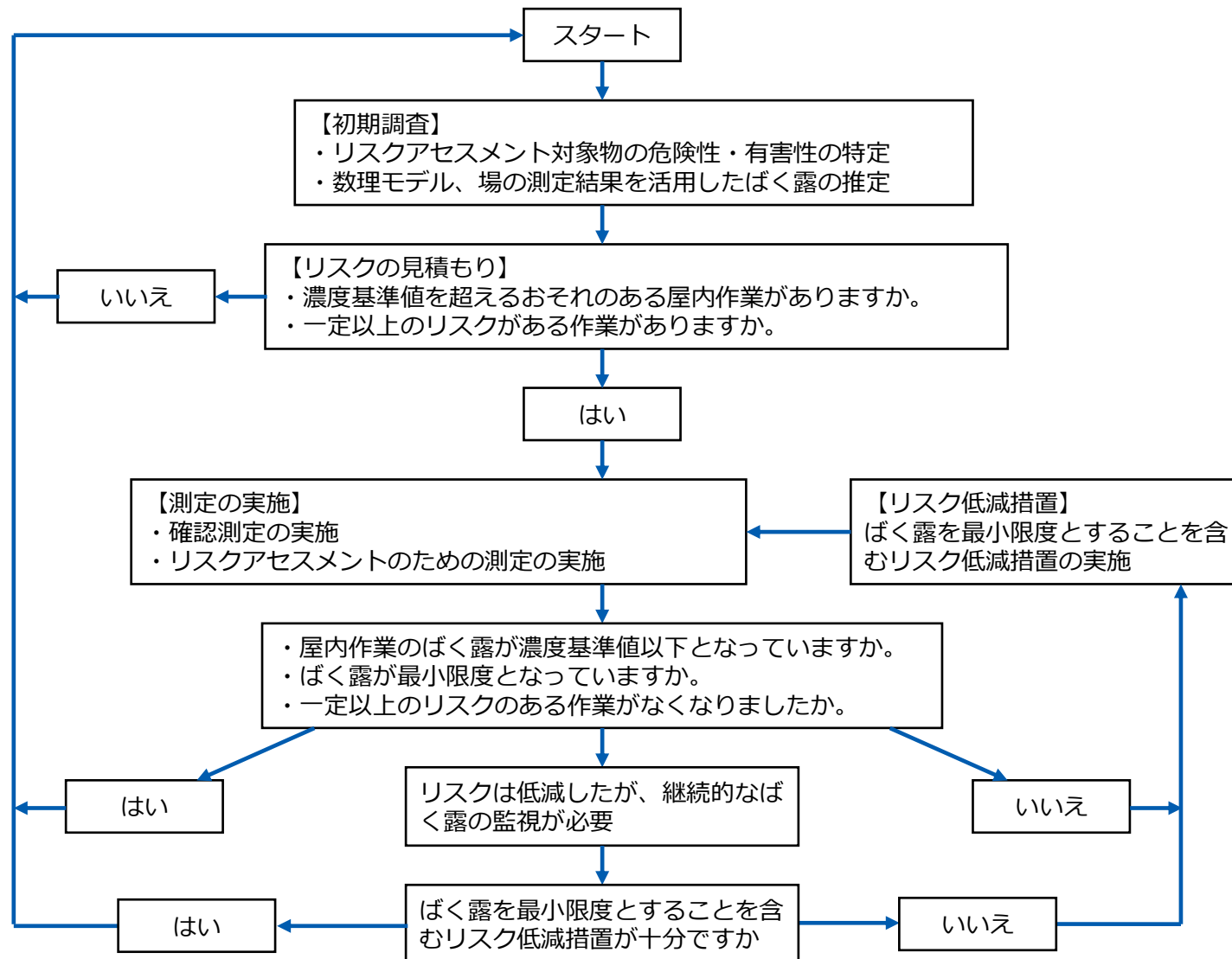


# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針②（留意事項）

## ➤ 留意事項

- (1) 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない**安全な閾値である濃度基準値の設定が困難**であるため、**濃度基準値は設定しない**が、事業者は、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、これら物質に**ばく露される程度を最小限度**としなければならない。
- (2) 建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、**典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定**し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、**要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具**の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めた**マニュアル等を作成**することで、**作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することが**できる。また、当該**マニュアル等に定められた措置を適切に実施**することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めた**リスク低減措置を実施**することができる。
- (3) リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置については、**化学物質管理者の管理下において実施**すること。

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針③（フローチャート）



# 1 化学物質管理体系の見直し④

## 1 - 3 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1施行



● 義務

2024(R6).4.1施行

※化学防護手袋の選択等については、「皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル」参照（令和5年11月30日付け暫定版を公表）。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001173168.pdf>

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

2023(R5).4.1施行

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)	努力義務	義務
ないことが明らかでない (②)	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

# 皮膚等障害化学物質（通達）

## 皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）

皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「 <b>皮膚腐食性・刺激性</b> 」、「 <b>眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性</b> 」及び「 <b>呼吸器感作性又は皮膚感作性</b> 」のいずれかで <b>区分1に分類</b> されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質
<b>868物質</b> （おおむねCAS番号ベース）	<b>296物質</b> （通達上） <b>320物質</b> （CAS番号ベース）

皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透19性の保護具等の使用義務物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001116330.xlsx>

# 1 化学物質管理体系の見直し⑤

## 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行  
(①に係る部分)

2024(R6).4.1施行  
(②～④に係る部分)

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1-2（1）及び1-8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 1-2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1-2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

## 1-5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

# 1 化学物質管理体制の見直し⑥

## 1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

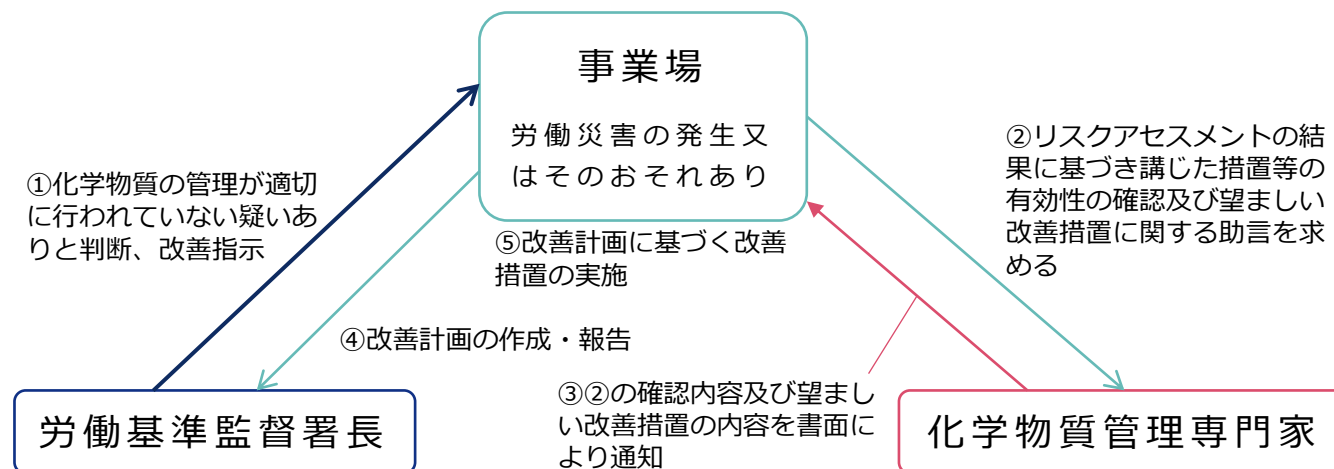
2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1施行

## 1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



# 化学物質管理専門家の要件（大臣告示）

化学物質管理専門家は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、安衛法第84条第1項の労働衛生コンサルタントの登録を受けた者で、**5年以上化学物質の管理に係る業務**に従事した経験を有するもの
- ② 安衛法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、**衛生工学衛生管理者免許**を受けた者であって、**その後8年以上**安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の**業務に従事した経験**を有するもの
- ③ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者で、その後**6年以上**作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、**厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了**したもの
- ④ その他、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者  
(告示施行通達（令和4年9月7日付け基発0907第1号）で定める事項)
  - ・ 労働安全コンサルタント（化学）であって、5年以上化学物質に係るコンサルタント業務の経験のある者
  - ・ 日本労働安全衛生コンサルタント会の「生涯研修制度」のC I H労働衛生コンサルタント
  - ・ 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は海外のインダストリアルハイジニスト等資格者
  - ・ 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
  - ・ 衛生管理士（労働衛生工学）であって、5年以上化学物質の管理に係る衛生管理士の業務経験のある者

## 施行期日等

労働安全衛生規則第34条の2の10第2項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）

施行期日：令和5年4月1日（安衛則における化学物質管理専門家に係る部分は令和6年4月1日）



# 1 化学物質管理体制の見直し⑦

## 1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1施行

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・ 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が1-2(1)②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

### (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正
  - ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
  - ・ リスクの見積りの方法として、標準的な作業についてリスクアセスメントを実施しその結果に基づく措置が取りまとめられたマニュアル等がある場合に、当該マニュアルに従っていることを確認する方法を追加するなど、別途定める「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の内容を反映する。 など

# 1 化学物質管理体制の見直し⑦

## 1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1 施行

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・1-2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者が1-2（1）②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

※ 「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」を令和5年10月17日公表

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35778.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35778.html)

### (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正
  - ・化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
  - ・リスクの見積りの方法として、標準的な作業についてリスクアセスメントを実施しその結果に基づく措置が取りまとめられたマニュアル等がある場合に、当該マニュアルに従っていることを確認する方法を追加するなど、別途定める「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の内容を反映する。 など

# リスクアセスメント健康診断ガイドライン①

**リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された労働者は、健康診断の実施が義務。**

## <ポイント>

- ・ 作業に従事する労働者全員が一律に健康診断の対象となるのではなく、健康診断を実施するかどうかは、**事業者が労働者ごとの健康障害リスクに応じて判断**
- ・ 健康診断の検査項目は、**医師等が対象物質の有害性情報をもとに設定**
- ・ 健診の実施頻度は、**事業者が医師等の意見をもとに健康障害リスクに応じて設定**

**濃度基準値がある物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかな健康診断の実施が義務。**

※労働者がばく露する濃度は濃度基準値以下に管理する義務があるが、何らかの異常事態が生じて濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合を想定

## <ポイント>

- ・ 労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は必ず実施する必要
- ・ 健康診断の検査項目は、**医師等が対象物質の有害性情報をもとに設定**
- ・ 濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることが判明した場合は、合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要

# リスクアセスメント対象物健康診断の基本的考え方

- リスクアセスメント対象物健康診断は、事業者による自律的な化学物質管理の一環として、化学物質のばく露による健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対し、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。
- 化学物質のばく露防止対策（工学的対策、管理的対策、保護具の使用等）が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。
- ばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切ではない。

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

## ○対象物質

労働安全衛生規則第34条の2の7第1項第1号に規定する**リスクアセスメント対象物**のうち、国が行う**化学物質の有害性の分類**の結果、**発がん性の区分が区分1に該当する物**※であつて、**令和3年3月31日までの間**において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を**臨時に取り扱う場合**を除く

- ・ **エタノール**
- ・ **特別管理物質**

※ 国によるGHS分類（国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類方法に従って実施した分類）の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1Bを含む）に分類されたもの。区分1は、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質が分類される。

## ○施行期日等

適用日：令和5年4月1日（注）

（注1）令和5年4月1日から適用される物質（約120物質）

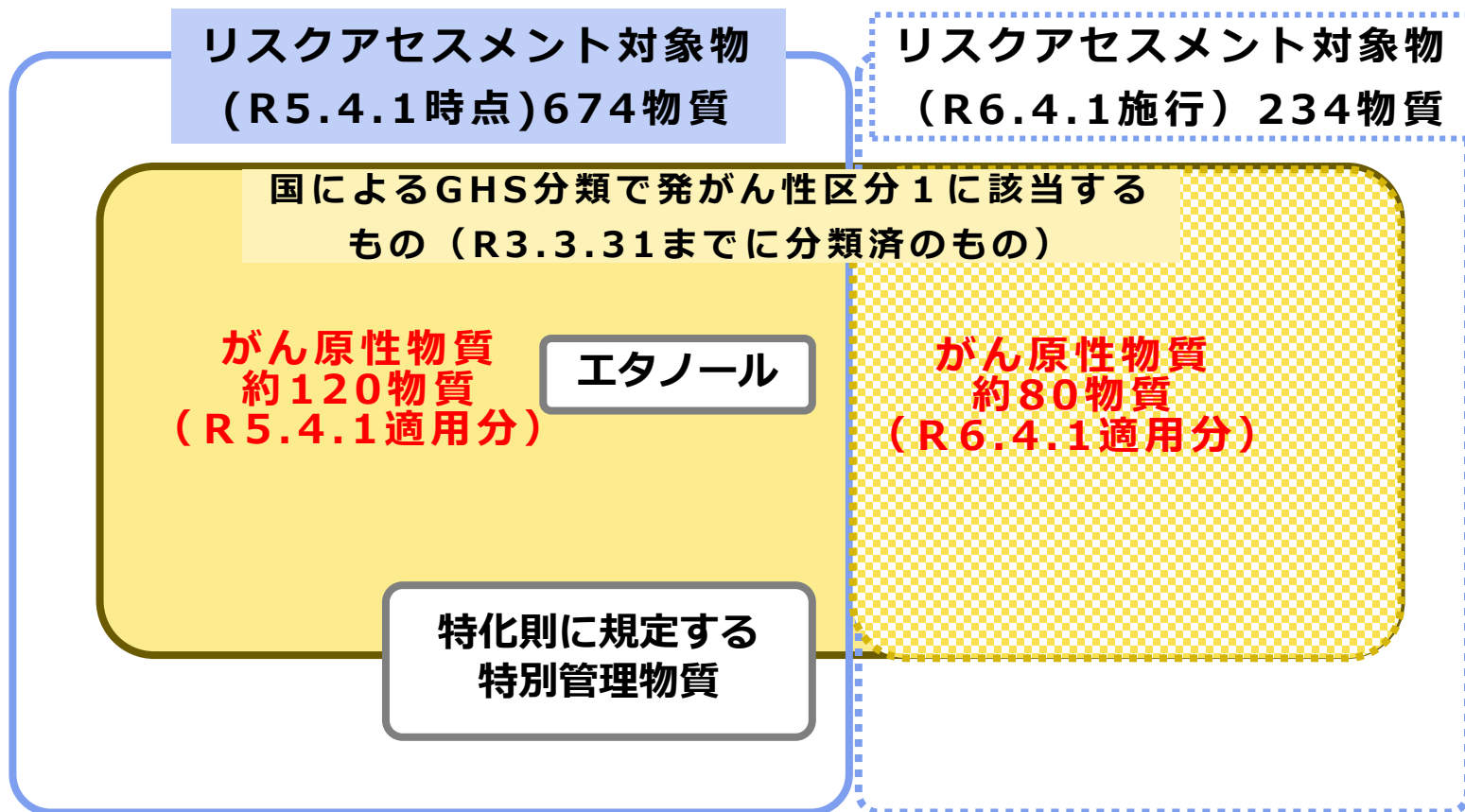
（注2）令和6年4月1日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加※される物質のうち、発がん性区分1に該当するもの

※ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

がん原性物質の対象物質の一覧は、厚生労働省HPに掲載。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

# 年度別がん原性物質の範囲の拡大（イメージ図）



## 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立 安衛則

### 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

#### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1 施行

- ・ リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

#### ★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

#### (2) 選任要件

- ・ 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者（※）専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す
- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

#### (3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ



# 化学物質の管理に関する講習の内容①

## 化学物質管理者講習告示概要①

- 講習は、**講義及び実習**により行うものとする。
- 講習は、**それぞれの科目を適切に行うために必要な能力を有する講師**により行うものとする。
- 講習のうち**講義**は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

# 化学物質の管理に関する講習の内容②

## 化学物質管理者講習告示概要②

- 講習のうち**実習**は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に掲げる内容について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録保護具の選択及び使用	3時間

- 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	科目
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有機溶剤作業主任者技能講習</li><li>・ 鉛作業主任者技能講習</li><li>・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の講習を全て修了した者</li></ul>	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

## 施行期日等

告示名：労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習  
(令和4年厚生労働省告示第276号)

施行期日：令和6年4月1日

## 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

### (1) 選任が必要な事業場

- ・ リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

- ・ 保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

### (3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他  
保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

2024(R6).4.1施行

## 2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止する。

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3. 作業手順に関すること
4. 作業開始時の点検に関すること
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、

1～4の項目は R6.4.1以降省略不可

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

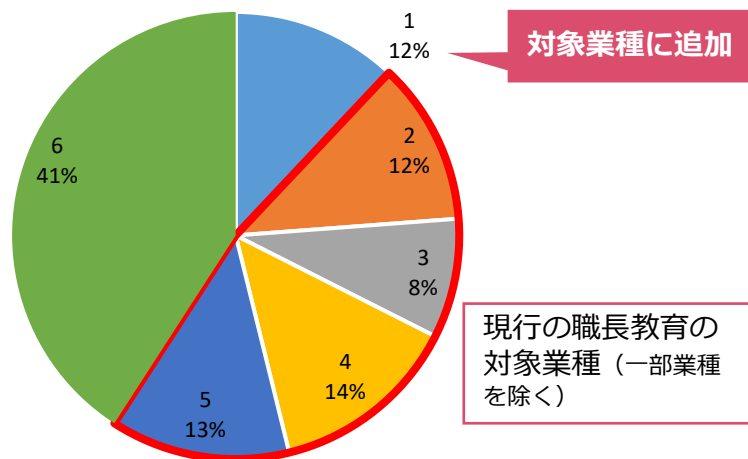
2023(R5).4.1施行

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・食料品製造業 ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

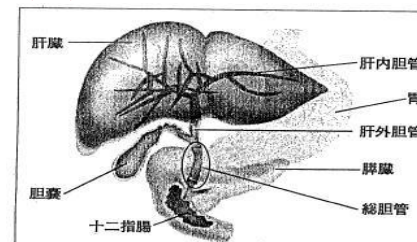
### <背景>

#### ①食料品製造業における災害の割合が高い



#### ②平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



「産業保健21」2012年10月号

## 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

### 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日) 施行済み

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

#### (改正前)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法  
(磁気ディスクの交付、FAX送信など)



#### (改正後)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

### 3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知(※)することとする。

5年以内ごとに1回、記載  
内容の変更の要否を確認



変更があるときは、  
確認後1年以内に更新



変更をしたときは、  
SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

### 3-3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

・SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に) 想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。

※SDSの記載に当たっては、保護具について、想定される用途(推奨用途)での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を必ず記載してください。

・SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載を求めることとする。

※製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

・成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合に、営業上の秘密を保持しつつ必要な情報を通知するための通知方法について追加の規 35  
定を設ける。



# 営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の特例

## 1. 改正の趣旨

- SDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、重量パーセントを通知しなければならないとされているところ、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（令和3年7月19日公表）において、「当該情報が営業上の秘密に当たる場合は、その旨を明記した上で、当該成分及び含有量に係る記載の省略ができるように見直す。ただし、特化則等の適用対象物質については省略を認めない。」こととする旨が提言されている。
- これらを踏まえ、法の規定の範囲内で、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、SDS等による成分の含有量の通知方法について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- SDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、特化則等の適用のある物以外の物であって、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができることとする。
- なお、この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者から求めがあるときには、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。

## 3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月24日
- (2) 施行日：公布日 ※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日



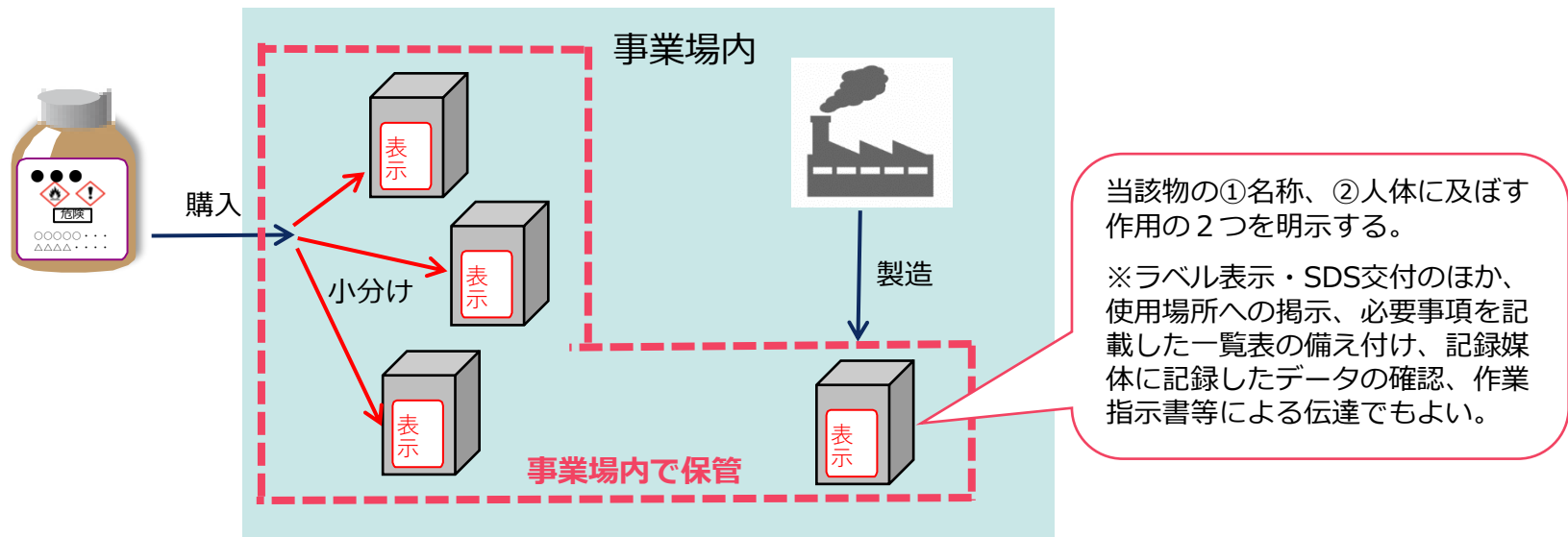
## 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下のとおり改正。
  - ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
  - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

# 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化③

## 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

### (現行)

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）



### (改正後) 下線部の追加

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

※新たに措置の対象となる設備に係る安衛法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、施行日（令和5年4月1日）前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

## 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。

2023(R5).4.1施行

### <認定の主な要件>

- ①認定を受けようとする事業場に、**専属の化学物質管理専門家（※2）**が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
  - イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。
  - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。  
（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）
- ⑤過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家（※2）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

### <認定の更新>

認定は、3年ごとにその**更新**を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。

- （※1）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。
- （※2）化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示のとおり。
  - ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）の登録を受け、5年以上化学物質の管理（粉じん則にあつては、粉じんの管理）に係る実務経験を有する者
  - ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験を有する者
  - ・作業環境測定士として6年以上実務経験を有し、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
  - ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等）

## 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

2023(R5).4.1施行

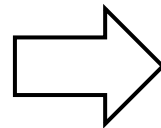
< 改正の内容 >

現行

改正

特殊健診の  
実施頻度

6月以内に1回実施



リスクに応じて、  
(区分1) **1年以内に1回実施**  
(区分2) 6月以内に1回実施

要件

実施頻度

以下のいずれも満たす場合（区分1）

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。  
（※四アルキル鉛を除く。）
- ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

次回は**1年以内に1回**  
（実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）

上記以外(区分2)

次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

# 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

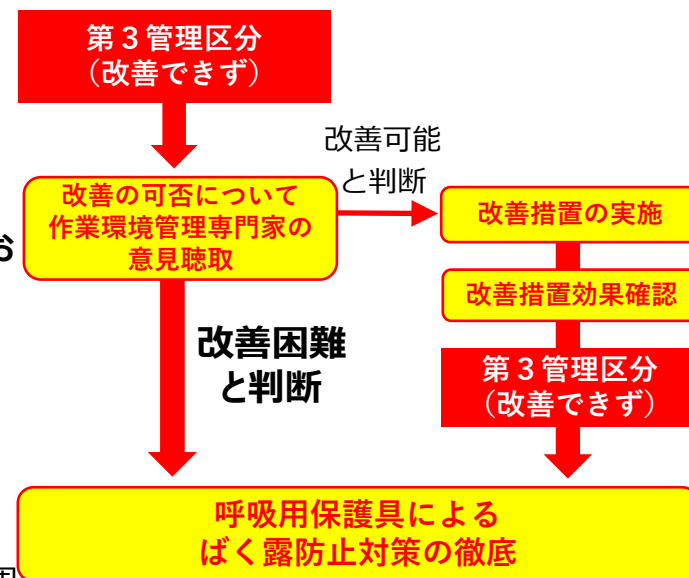
2024(R6).4.1 施行

## (1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の**作業環境管理専門家**の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、**当該改善措置の効果を確認するための濃度測定**を行い、その結果を評価すること。

## (2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①**個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定**を行い、その結果に応じて労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③**保護具着用管理責任者**を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導(呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④(1)①の**作業環境管理専門家**の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。



## (3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① **6月以内ごとに1回**、定期的に、**個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定**を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用(※3)させること。
- ② **1年以内ごとに1回**、定期的に、**呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認**すること。

## (4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間(粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間)保存すること。



# 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化③ (厚生労働大臣告示の内容)

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA B測定(※2)を実施。</li> <li>又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA B測定(※2)を実施。</li> <li>又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 (個人サンプリング法(※1)) 又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 (A B測定(※2)) 又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>
測定対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともにベリリウムおよびその化合物他12物質(低管理濃度特化物)</li> <li>AB測定は低管理濃度特化物以外の特化物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人サンプリング法は塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等</li> <li>AB測定は個人サンプリング法対象作業以外の作業における有機溶剤等</li> <li>個人ばく露測定は全ての有機溶剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに鉛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AB測定及び個人ばく露測定ともに全ての粉じん</li> </ul>
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。			$PF_r = C / C_o$ $PF_r$ : 要求防護係数 $C$ : 濃度の測定の結果得られた値(※3) $C_o$ : 作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法(フィットテスト)により求めたフィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ $FF$ : フィットファクタ(労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数) $C_{out}$ : 呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 $C_{in}$ : 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 要求フィットファクタ: 全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100			$PF_r = C / C_o$ $C_o = 3.0 / (1.19Q + 1)$ $Q$ : 遊離けい酸含有率

※1: 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定(C・D測定ともいう。)。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※2: A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※3: 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露(労働者の呼吸域の濃度)を測定する方法

※4: 作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする(第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値。)。)

# 保護具選択測定を行う場合の作業環境測定の免除

## 1. 改正の趣旨

- 有機則第28条の3の2第5項等の**第三管理区分場所**は、専門家の判断により**改善措置等を実施しても改善困難な場所**であること、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、**呼吸用保護具の有効性を担保している**ことから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務づけなくても、**有効なばく露防止対策を実施することは可能である。**
- このため、**二種類の測定義務の重複による現場の混乱を防ぐため、**6月以内ごとに1回の**保護具選択測定を実施**する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の**作業環境測定を実施することは要しない**こととするための所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- 有機則第28条の3の2第5項等で規定している**保護具選択測定を行う場合**は、有機則第28条第2項等で規定している**作業環境測定を行うことを要しない**旨を追加。

## 3. 公布日等

公布日：令和5年4月24日、施行日：公布日（※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日）



# 改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割（まとめ）

		事業者	化学物質管理者	その他
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達 の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、 作業主任者	

3

## 施行スケジュール

# 施行期日

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化		2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化					2024(R6).4.1施行

4

職場の化学物質管理に関する相談窓口

化学物質のリスクアセスメント実施に係る支援等

# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について (厚生労働省ポータルページ)

U R L : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

## 1. 新たな規制の概要

## 2. 本改正の主なポイント

## 3. 関係法令

- ① 改正政令及び改正省令（令和4年2月24日公布）
- ② 改正省令（令和4年5月31日公布）
- ③ 関係告示

## 4. 関係通達等

- ① 改正政省令の施行通達
- ② 改正省令等の施行通達
- ③ 告示の施行通達
- ④ 関係通達

## 5. 報道発表資料

## 6. パブリックコメントで寄せられたご意見等について

## 7. 対象物質の一覧

## 8. よくあるお問合せ

## 9. 参考資料

## 10. テキスト

## 11. 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

# 職場における化学物質管理に関する相談窓口

## 1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

**TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145**

**E-mail: soudan@technohill.co.jp**

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和5年4月3日から令和6年3月18日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社

## 2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施  
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

**TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145**

申込受付時間：令和5年4月3日～令和6年1月31日まで（予定）（訪問可能期間は2月末まで）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社

# 主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト （<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a>） ■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）</li> <li>✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・液体等取扱作業（粉じん作業を除く）</li> <li>・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業</li> </ul> </li> <li>✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック</li> <li>✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール</li> <li>✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版）</li> <li>✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）</li> </ul>



1. 特定化学物質の有害性等の揭示の対象物の拡大
2. 個人サンプリング法の適用対象の拡大
3. 個人ばく露測定に係る測定精度の担保等について

# 1 特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等①

## 1. 改正の趣旨

- **労働安全衛生規則等の一部を改正する省令**（令和4年厚生労働省令第82号）において、**有害物の有害性等**（保護具の使用が義務付けられている作業場においては、**有効な呼吸用保護具を使用する旨及び使用すべき保護具**を含む。以下同じ。）に関する**揭示義務の対象物質の拡大及び揭示内容の見直し等**を行ったところである。

**特定化学物質障害予防規則**（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）における**有害性等の揭示の対象物質**については、特定化学物質のうち、特化則第38条の3に規定する**特別管理物質に限定**されている。このため、有害性等に関する**揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすること**とし、特化則の揭示の規定について、**所要の改正**を行う。

- **有機溶剤中毒予防規則**（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項の**揭示方法等**について、最新のデジタル技術等を活用するため、**揭示の方法を限定しないこと**とし、同条第2項について**所要の改正**を行い、併せて有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法（昭和47年労働省告示第123号）を**廃止する**。

※このような規定は、有機則のみにしかない。

## 2. 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3において有害性等の揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとする。
- (2) 有機則第24条第2項を削除する。

## 3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月21日（令和5年厚生労働省令第69号）
- (2) 施行日：令和5年10月1日（2（2）は公布日）

# 特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等②

令和5年4月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

※「特別管理物質以外の特定化学物質（31物質）」の製造・取扱い作業場所は揭示義務なし

特別管理物質製造  
取扱い作業場所

※特別管理物質44物質

+ 揭示内容  
・ 保護具を使用  
しなければなら  
ない旨

うち保護具の使  
用義務作業場所

揭示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病、症状
- ・ 取扱い上の注意
- ・ 使用すべき保護具

令和5年10月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

揭示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病・症状
- ・ 取扱い上の注意

うち特別管理物質製  
造取扱い作業場所

うち保護具の使  
用義務作業場所

+ 揭示内容  
・ 保護具を使用しなけれ  
ばならない旨

+ 揭示内容

- ・ 使用すべき保護具

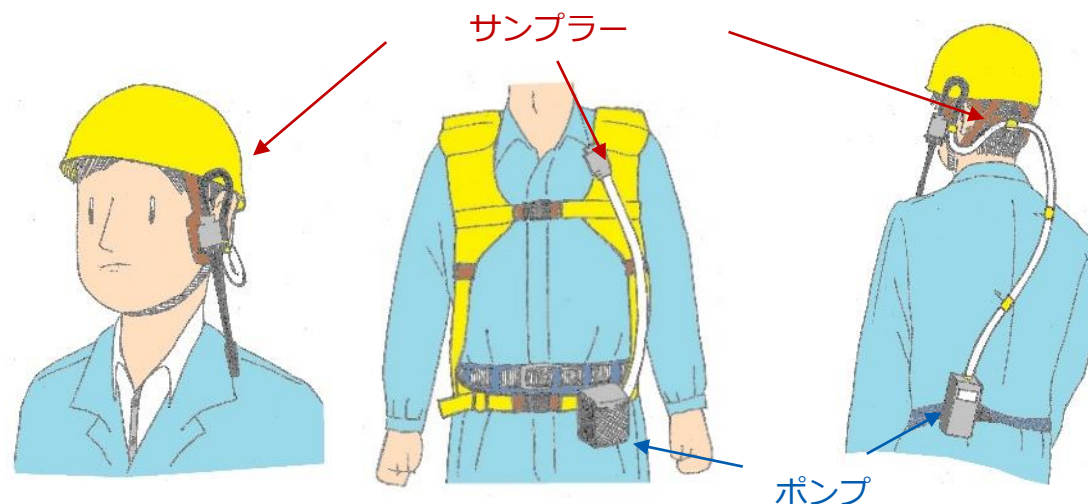
## 2. 個人サンプリング法による作業環境測定の対象の拡大

### 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条において、**有害な業務を行う屋内作業場等で、政令で定めるもの**において、**作業環境測定基準**（昭和51年労働省告示第46号）に従って**必要な作業環境測定を行う**ことを義務付けるとともに、安衛法第65条の2において、**作業環境評価基準**（昭和63年労働省告示第79号）に従って**当該測定の結果の評価を行う**こと等を事業者<sup>（注）</sup>に義務付けている。
- 今般、厚生労働省における「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ（令和4年11月21日）を踏まえ、**作業に従事する労働者の身体に装着した試料捕集機器等を用いる方法**（以下「**個人サンプリング法**」という。）による作業環境測定**の適用対象作業場及び適用対象物質を追加**するため、**作業環境測定基準に所要の改正**を行う。

### 2. 個人サンプリング法による作業環境測定（C・D測定）とは

労働者の身体に装着する試料採取機器（個人サンプラー）等を用いて行う作業環境測定（**C・D測定**ともいう。）。



# 作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示の概要

## 3. 改正の概要

(1) 作業環境測定基準の改正内容は以下のとおり。

	作業環境測定対象物質	現行の個人サンプリング法を用いた作業環境測定の対象作業場及び対象物質	改正案
①有機溶剤	第1種、第2種の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
②特別有機溶剤	特別有機溶剤の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
③特定化学物質 (②以外)	第1類、第2類 (溶接ヒュームを除く)	低管理濃度特定化学物質【13物質】 ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物、トリレンジイソシアネート、マンガン及びその化合物、砒素及びその化合物	以下の15物質を追加 アクリロニトリル、エチレンオキシド、オーラミン、オルト-トルイジン、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト、臭化メチル、ナフタレン、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、マゼンタ、リフレクトリーセラミックファイバー、硫酸ジメチル
④鉛	鉛	鉛	鉛(改正なし)
⑤粉じん	粉じん	なし	粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)

(2) (1)の改正を踏まえて、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(令和4年厚生労働省告示第341号)について所要の改正を行う。

## 4. 公布日等

告示日: 令和5年4月17日

適用期日: 令和5年10月1日(3(2)については令和6年4月1日)

# 個人ばく露測定に係る測定精度の担保等について （「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ）

## 第1 基本的考え方

### 1 個人ばく露測定 of 法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。

#### 個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人サンプリング測定等を義務付け）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

- ① 指定作業場（①）では、作業環境測定士による作業環境測定が義務付けられている。
- ② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（②）では、令和6年4月1日から、個人サンプリング測定等が義務付けられるが、法令上、測定実施者に限定はない。
- ③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（③）では、リスク見積りのため、化学物質リスクアセスメント指針・技術上の指針に基づき、個人ばく露測定を行う。
- ④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（④）では、個人ばく露測定が義務付けられているが、法令上、測定実施者に限定はない。
- ⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う作業場（⑤）においては、令和6年4月1日から、技術上の指針に基づき、個人ばく露測定を行う。



# 個人ばく露測定に係る測定精度の担保等について

## 第1 基本的考え方

### 2 精度の担保の必要性

- 環境改善が困難な第三管理区分作業場及び金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（以下「**第三管理区分作業場等**」という。）においては、**個人ばく露測定の結果により、呼吸用保護具の選定を行うことが義務付けられていることから、測定の精度を担保する仕組みを検討する必要がある。**
- 労働者のばく露の程度が**濃度基準値以下であることを確認するための個人ばく露測定**（以下「**確認測定**」という。）や、**リスクアセスメントのための個人ばく露測定**については、義務付けられていないが、測定結果に基づき呼吸用保護具の選定を行うことは同じであるため、**測定の精度を担保する必要がある。**
- 濃度基準値が低い値となっている物質もあるため、特に、**分析の精度の担保が重要**である。

### 3 精度を担保する仕組み

- **第三管理区分作業場等**においては、法令上、**個人ばく露測定を行うことを事業者**に義務付けていることから、**法令改正**により、個人ばく露測定を資格者に行わせることを事業者**に新たに義務付けることが適当**である。
- **確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定**については、当面の間、**化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針**において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、**資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討**すべきである。
- **資格者の要件**については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。



## 第3 想定される資格者の要件

### 1 個人ばく露測定の実施者の要件等

- **作業環境測定士（第1種・第2種）に、追加講習の受講を求めらなければならない。**
  - 個人ばく露測定の実施者の選定は、個人サンプリング法による作業環境測定とは考え方が異なる。また、作業環境測定より多様な化学物質等の測定が必要なため、捕集方法や試料採取機器、ポンプの流量については、作業環境測定より広範な知識が求められる。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、**都道府県労働局長により登録を受けた機関**が実施するとともに、修了試験を行うべきである。講師要件については、作業環境測定士に対する講習の講師要件等を踏まえて決定すべきである。
- **オキュペイショナル・ハイジニスト**の職務には、個人ばく露測定の実施者の要件等が含まれるため、**デザイン及びサンプリングを行う資格者として認めることが妥当である。**
- **事業場に所属する作業環境測定士**は、現場の作業内容をよく理解し、作業者とのコミュニケーションが取りやすいため、**最も望ましい**。これが困難な場合は、均等ばく露作業の特定等の際に**作業内容をよく知る化学物質管理者が関与**することが望ましい。

## 第3 想定される資格者の要件

### 2 個人ばく露測定 of サンプリングのみを行う者の要件等

- 1に掲げる資格者から指示を受けて**サンプリングのみを行う者**については、サンプリングの実務に**必要な知識に関する講習を受講した者**を認めるべきである。
- **上記の講習は**、講習の品質管理の観点から、**都道府県労働局長により登録を受けた機関**が実施すべきである。講師要件については、作業環境測定士に対する講習の講師要件等を踏まえて決定すべきである。また、幅広い者を養成する観点から、**受講資格を設けるべきではなく、修了試験によって修了者の質を担保**すべきである。
- **サンプリングのみを行う者**は、1に掲げる有資格者からの指示を受けた場合にのみサンプリングを実施できる者であり、**単独でサンプリングを実施することはできない**。
- なお、測定が終了した試料採取機器の回収・保存、分析機関への搬送等の職務は、1に掲げる資格者が担うべきである。

## 第3 想定される資格者の要件

### 3 個人ばく露測定の実施を行う者の要件等

- **第一種作業環境測定士（機関）**が最も望ましい。しかし、作業環境測定機関だけでは、分析対応能力が不足する可能性があるため、**他法令に基づく測定関係の機関も分析可能**とすべきである。
- これらを踏まえ、**分析に関する資格者**は、測定対象物質の捕集及び分析に**必要な試料採取機器及び分析機器を有する者**であって、**次に該当する者**とすべきである。
  - ・ **第一種作業環境測定士**
  - ・ **第一種作業環境測定士が所属している作業環境測定機関**（第一種作業環境測定士が分析を実施する場合に限る。）
  - ・ **1級化学分析技能士**（所属事業場に係る個人ばく露測定における試料の分析に限る。）
- 一つの測定機関（者）が、濃度基準値設定物質（リスクアセスメント対象物）の全てを分析するための分析機器を保有することは困難であるため、**分析機関が相互に連携・分担**し、多様な化学物質の分析を可能とする仕組みが必要である。

# 今後のスケジュール等

## 1 個人ばく露測定の精度の担保

- **金属アーク溶接等作業に係る個人ばく露測定**は、特化則において義務付けられていることから、**特化則を改正する形で資格者に測定を行わせることを事業者に義務付けるべきである**。第三管理区分作業場における**個人ばく露測定**は、それぞれ、特化則、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）において規定されているため、**これらの規則を改正することで、資格者に個人ばく露測定を行わせることを事業者に義務付けるべきである**。
- **上記以外の場合**であって、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業については、**化学物質リスクアセスメント指針**、濃度基準値設定物質を製造・取り扱う作業については、**技術上の指針**において個人ばく露測定を行うことが規定されている。このため、当面、**これらの指針を改正し、事業者に対し、個人ばく露測定を行う場合は、資格者が行うべきであることを規定**すべきである。
- 今後、作業環境測定と同様、**資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組み**を設けるための法令の整備を行うべきである。

## 2 今後のスケジュール等

- 本中間取りまとめは、速やかに公表し、必要な法令改正や関係指針の改正を行うべきである。
- 法令及び指針の改正に当たっては、パブリックコメントにより広く国民の意見を聴取すべきである。